

○開催日時 平成27年7月31日（金） 18時30分～20時00分

○開催場所 大竹市総合福祉センター サントピア大竹 1階会議室

【18時30分開会】

◆次第3. 委員および事務局紹介

資料1の順に自己紹介をお願いし、事務局も自己紹介した。

◆次第4. 委員長および副委員長の選出

委員長などの選出について、事務局が提案し、委員の承認を得て、委員長に吉本委員、副委員長に高路委員が選出された。

◆次第5. 協議事項および報告事項

(1) 平成27年度大竹市地域自立支援協議会ネットワークシステムについて

(事務局) 平成27年度大竹市地域自立支援協議会ネットワークシステムについて説明いたします。

平成24年4月1日より、当時の障害者自立支援法により、自立支援協議会が法定化され、その後、障害者自立支援法は、平成25年4月から「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」障害者総合支援法に名称変更されました。自立支援協議会については、障害者が地域で生活するための支援には、数多くの機関や専門職がかかわり、そのすべてで共通の目的を持ち、情報共有して協働していくことが必要です。

そのための機能として存在しているのが自立支援協議会です。

自立支援協議会は、地域における相談支援体制の構築を図り、市町村事業である相談支援事業を円滑に進めるため、設置することを求められているものです。

構成メンバーは関係機関や団体、障害者などの福祉、医療、教育、雇用の従事者などで特に身体・知的・精神障害者をお持ちの方々に関わる中で地域に出てくる多種多様な問題に対応するために非常に重要な役割を担っています。

平成25年4月の改正で地域の実情に合わせて自立支援協議会の名称が変更できることになりましたが、大竹市の場合は、地域に慣れ親しんだ名称が定着するように、従来から使用している大竹市地域自立支援協議会の名称は変更しませんでした。

協議会設置そのものは努力義務であり、必ず設置しなければならないものではありませんが、協議会を設置した都道府県や市町村は障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ協議会の意見を聞くように努めなければならないとなっています。

「障害者相談支援事業」の効果的な運営のためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築は必要で欠かせないものとなっています。

それでは、「大竹市地域自立支援協議会」によるネットワークの支援システムについて説明します。

まず、地域自立支援協議会システムの全体的な機能としては、

- ① 課題解決のためのネットワーク構築・支援システムの構築

- ② 相談支援事業の実施状況の確認・把握
- ③ 情報共有と情報発信
- ④ 困難事例などから浮かび上がった課題の把握・検討
- ⑤ 障害福祉計画に関する協議（委員会議）

大竹市においては、平成18年10月から相談支援事業を実施し、福祉サービス利用の案内、関係機関、事業所などとの連携、調整など障害者やその家族などから、さまざまな相談に対応しております。

1 運営形態と機能など

「大竹市地域自立支援協議会システム」は、以下の5つの会議を設け、それぞれが機能・役割を持ち連携する重層的な運営形態としています。

(1) 個別ケース会議

障害に関わる相談には、障害に関するだけでなく、生活や就労をはじめとして多岐多様なものがあり、必要に応じて随時、相談員を核にし、関係者が集まって「個別ケース会議」を開催しています。

(2) 各部会

① 開催

- ・関係者が参加（必要に応じて、拡大・縮小）
各部会で運営を行う。
- ・地域課題の把握、障害者福祉および地域福祉などに関する勉強会など
- ・部会は身体障害者部会、地域生活部会（旧：精神・知的合同部会）
発達障害部会、就労部会、事業所部会、精神保健福祉部会

②参加団体

障害者団体・グループ、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所、医療機関、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、民生委員児童委員協議会、特別支援学校、身体・知的相談員、行政関係者などがそれぞれの関係のある部会に属して活動しています。

(3) 代表者会議

①開催

- ・各部会からの代表者が出席
委員会議開催前（必要時、臨時開催）

②機能など

- ・情報交換・連携強化、情報発信などの内容検討
- ・相談支援の効果向上のための検討
- ・委員会議への報告および課題提起など

(4) 事務局会議

①開催

委託相談事業所（みらい・社協）相談員、福祉課障害者相談員、児童係家庭相談員、障害福祉係職員で構成し、委員会議および代表者会議の開催前準備会議および会議後の反省会の開催を行っています。

②機能など

- ・相談支援事業の実施状況の確認・把握
- ・地域課題や情報の整理など
- ・計画相談事業所との連携 など

(5) 「大竹市地域自立支援協議会」(委員会議)

①開 催

- ・委嘱を受けた委員が参加
- ・年2回程度の開催

②機 能など

- ・情報交換、連携強化
- ・委託相談支援事業者からの報告を受け、課題などを協議
- ・障害福祉計画の策定などに関する協議など

2 構 成

「大竹市地域自立支援協議会」の委員は、当時者団体・福祉関係機関の職員、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害関係団体などの代表などで構成しています。

3 事 務 局

「大竹市地域自立支援協議会」の事務局は、市福祉課障害福祉係に置く。

4 そ の 他

地域自立支援協議会の設置・運営にあたっては、地域の状況に応じて体制を整備するものとされていることから、今後、必要が生じた場合には、各会議の開催内容や、機能・役割・参加団体などの見直しを行います。

(委員長) ただいま、説明がありました次第5の(1)「平成27年度大竹市地域自立支援協議会のシステムについて」何か質疑や意見などがありますでしょうか。

本日は、忌憚のない意見を出してもらって進めていきたいと思っています。実は今日、中国新聞に障害年金についての記事が出ていました。病気やけがで障害のある人が受け取る公的年金で、受給者は約200万人と書いてありました。実際に大竹市で、どのくらいの方が障害を持っておられるのか、どのくらいの方が年金を受け取っているのかという具体的なものを出してもらって、皆さんと意見を交換できたら、と思っています。皆さん、なにか意見はございませんか？

意見などないようですので、つづきまして、次第5の(2)「各部会活動の報告」を事務局から説明をお願いします。

(事務局) 各部会活動の報告をします。資料5を参照してください。

部会は全部で6つあります。部会の代表者が7月16日に会議を開催しました。

その報告をさせていただきます。

①就労部会

奇数月に開催。障害者の就労の現状など情報交換とケース検討などを行っています。今年度は就労部会に参加している関係機関の障害者支援に関する事務手続きや事業について学習会を実施します。

②身体障害者部会

現在、活動休止中ですが、バリアフリーについて考えていく予定です。また、まち点検を通じて危険箇所・不便なところを歩いてチェックする予定です。

③地域生活部会

名称変更を6月に行い、地域生活部会になりました。5月は自立支援協議会について、6月は大竹市第2次障害者基本計画・大竹市第4期障害福祉計画について学習しました。

参加者が固定され、障害のある子の親の参加が少ないので施設見学などを行い、呼びかける予定です。

④発達障害者部会

毎月第1水曜日に開催。主として情報交換。

4月2日の世界自閉症啓発デーでは、ブルーリボン200個を作成し配布しました。期間中に大竹市役所の玄関前をブルーライトアップし、サントピア大竹で発達障害のパネルを展示しました。

⑤事業所部会

偶数月第4火曜日に開催。これまで訪問入浴サービス体験を行ったり、相談員の資質向上のために各事業所が抱えている困難事例を検討しあっています。

8月の部会は部会員の交流会を予定しています。

課題はいつも同じメンバーしか集まらないことです。

⑥精神保健福祉部会

各関係機関の事業紹介、研修についての情報交換と部会でケース検討を行い関係機関と情報共有を行っています。

今年度から部会受付票を使って関係機関で相談を行っています。

最後に、合同部会開催についてですが、各部会の連携をはかるため11月初旬に全部会が集合し合同部会を開催する予定です。

以上で各部会活動の報告を終わります。

(委員長) ただいま、説明がありました次第5の(2)「各部会活動の報告」について何か質疑や意見などがありますでしょうか。

いろいろ部会があるのですが、「構成人数」というのは、組織に入っている人の人数でしょうか？それとも実際の参加者数でしょうか？

(委員) 参加者です。少ないです。

(委員長) そうでしたら、例えば身体障害者部会は、参加者が10人ということになりますが、大竹市では、実際の人数はどのようになっているのか教えていただけませんか？

(事務局) 手帳をお持ちの人数ということなら、本日お配りしているピンクの冊子6ページに「障害者数の動向」というところがあります。そこに、平成21年から26年までの手帳所持

者数を出しています。27年も数字に大きな変化はないです。26年で言えば、身体障害者 1196 人、知的障害者 233 人、精神障害者 217 人で、重複で手帳を持っておられる方もいらっしゃいますが、全部あわせて、1646 人の手帳を交付しているということです。参考になりましたでしょうか？

(委員長) はい。基本計画については、また、説明があるのでしょうか？

(事務局) 今回は、説明は行いません。昨年度いろいろとご意見をいただいた中で、このような計画書ができあがりましたので、今後の参考にさせていただいたら、と思い、出来上がったものを今回お渡ししています。

(委員長) では、各自持ち帰って、自宅でみるということですね。わかりました。では、説明された件について意見はありませんか？

(委員) 身体障害者手帳をお持ちの方は 1200 人位いるということでしたが、その方々が身体障害者部会の対象者ということですか？

(事務局) 対象は、手帳を持っておられる方に限らないです。身体障害者部会は、身体障害者福祉協会のメンバーの方々が主に出られていて、その他に、身体障害者の支援をしている方々、障害者に関係する方ということで、民生委員が出られたりしています。手帳を持っているということが参加要件ではありません。

(委員) では、可能性としては、1200 人の対象者となることもあるということですか？

(事務局) はい。可能性だけなら。

(委員) でも、実際、部会のことはご存じないかもしれない。

(事務局) おそらく、ご存じないでしょう。

(委員) 実際、障害を持っている方が参加できる会であれば、部会について知らないようであれば、当然参加者は増えないことになります。

もっとセレクトされた方が出ていると思ったので・・・。

(委員) 実態として身障協として把握している人数が、今 180 人そこそこです。年々高齢化で亡くなられています。

問題なのは、個人情報との関係です。以前は資料を頂いて、勧誘していたのですが、今はそれもできず、情報もありません。

町で出会ったとき「あなたは体が不自由ですか？」とたずねるわけにもいかず、現実非常に厳しい。

何かメリットがあれば会に入るという考えを持つ人も多い。

いろいろな法制ができていくが、法律のもとになるように誘導してきたのは、障害

者団体でその恩恵を受けているのにそのことを忘れている。

中には、興味を持って、出てこようとしても足が不自由になって、外出が難しいなどの理由で、年々人数が減っているのが実態です。

何か良い方法はないか思案しているところです。

スポーツ大会を開催したり、去年は紅葉狩りをしました。

今年は研修を兼ねて歩行訓練を考えています。

把握をしている全員に参加をしてもらうようにはがきを出し、昨年、新規の人が来ました。

(委員長) ほかに意見はありませんか？

(委員) 6つの部会について個人の立場で参加している方もいらっしゃると思いますが、どのような関係団体が参加しておられるかを教えてください。

(事務局) 構成については、大竹市には広島西特別支援学校があるので、発達障害者部会に先生が参加されたり、就労部会であれば、広島西障がい者 就業・生活支援センターもみじの相談員に入っています。精神保健福祉部会は地域活動支援センターみらいの相談員、市の保健師・西部保健所の保健師に関わっています。

地域生活部会では、知的障害者（児）のお母さんやヘルパー事業所・相談支援事業所の職員の方にも来ていただいています。

(委員) 地域生活部会と名前が変わったのは「大竹に皆が入れる施設がないから、施設を作ってもらいたい」という部会メンバーの希望をとりあげて、名称変更したのだと思います。育成会でも、今、お母さん達は働いておられるので、部会には、出られる者が出て、意見を言っています。ただ集まって話をしておしまい、というのが長く続いているので、前へ一歩踏み出したい。しかし、このような会議があつてこそ、市の計画の中にも思いを織り込んでいただけるので、自分たちの思いをしっかりと口に出して伝えていかなければいけないと思っています。この場に出させていただいていることに感謝しています。

部会についても、たくさんできていますが、身体・精神・発達障害などと区切らずに、身体障害者部会の中に精神障害も含まれるように思います。部会のやり方について、今のように区切ってやっていると、なかなか発展しないのではないかと疑問を持っています。いい知恵があつたら、教えていただきたい。

(委員) なんとなく、部会の構成について理解できたように思います。
ありがとうございました。

(委員) 「学習会」というのがあるようですが、内部の誰かが勉強して報告しているのか、それとも、時々外部の講師を呼んで開催しているのか、その場合には、もしかしたらもう少し大きい企画などもしているのか、そのあたりどのように行われているのでしょうか？

(事務局) 部会によって適宜行われています。資料5の中にありますように、地域生活部会が6

月に市の福祉計画について学習を行っています。これは、市の計画について学習したいという意見があり、福祉課が説明を行いました。他にも、外部の方に来ていただいたことがあり、障害年金の勉強をしたことがあったり、「障害者自立支援法について」という内容で、山口県の福祉施設の職員をお呼びして事業所部会で研修を行いました。また、昨年初めて合同部会を開催し、広島県のアドバイザーとして、隣の廿日市市から講師に来ていただき、研修を行いました。今年も合同部会を行う予定で、皆さんが学習できる場を持つことができるように準備をしていきます。

(委員長) 障害者の方は、何らかの苦勞をしておられると思います。私は、御園二丁目に住んでいますが、ある身体障害を持っておられる方のお母さんが、「子どもが小さいうちは、抱っこして車に乗せて移動させることができたが、大きくなってくると、親が抱っこできなくなる」と、困っておられました。実際に障害を持っておられる方がどういうことで困っているかをどんどん出してもらい、それについて、どんなふうに支援ができるか、自立を助けるにはどうすればいいかを具体的に出してもらったら、学習会も発展するのではないかと、という気がします。他に、なにかありませんか？

(委員) 就労部会で、障害支援に関する事務手続きなどについて学習会があるようですが、小さい頃から知的障害などで特別支援を受けてきた子が、卒業した後就労に至るまでにどんな手順を踏んでいくのか、そして、途中で病気や事故で障害を負った方が新たに就労する時に、どうすれば就労に結びつくのか、よくわからないところです。部会の学習会での内容をまとめて閲覧できるようなしくみがあるのでしょうか？そういうものがあれば、学習したものを、見てわかるものが残るので良いと思います。

(事務局) 今のところ、そういう系統だったものはないけれども、記録は残しています。

(事務局) 就労部会については、少し休部していたのを昨年5月活動再開しているところです。今年度は、情報交換だけでなく、まず、お互いの組織のことを知ろうということになり、各関係機関が障害者支援としてどういう業務や活動をしているかを勉強し直しています。さきほど先生がおっしゃったことを参考にさせていただいて、それを今後の就労部会の課題として、事例検討を積み重ねる中で、就労へのプロセスにおいて形のあるものを残していけるよう取り組んでいきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

(委員長) 他になにか意見はありませんか？

意見などがないようですので、つづきまして、次第5の(3)「相談支援事業の実施状況・相談件数について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、資料6-1をご覧ください。平成26年度の相談支援利用者数です。一番多いのは精神障害の方で合計74人となっています。次いで、知的障害、身体障害、発達障害、高次脳機能障害となっています。

次に、資料6-2、相談支援の方法をご覧ください。一番多いのが電話によるもので、精神障害の方の不安を訴えるものが多くあります。次いで来所、訪問という順になって

います。

次の資料 6-3 は、支援内容です。一番多いのは福祉利用で福祉サービスに関する相談です。次が不安解消で、これは生活・障害その他さまざまな不安を話すことで安心されたりするようで、利用されています。その次に、生活技術、社会参加、就労支援となっています。

続いて資料 6-4 では、平成 24～26 年度の相談支援利用者数が出ています。やはり、精神障害の方が一番多く利用しておられます。次に知的障害、身体障害、発達障害、重症心身障害、高次脳機能障害、その他となっています。

資料 6-5 は、同じく平成 24 年度から 3 年間の相談支援方法です。ここでも、電話相談が一番多く、次いで来所、訪問と続いています。

資料 6-6 は、3 年間の支援内容を表しています。福祉利用、不安解消、生活技術、健康医療、社会参加という順になっています。この 3 年間では、就労支援と社会参加についての相談が徐々に増えています。

以上、資料について簡単に見てきました。

平成 24 年度から 26 年度における相談内容では、福祉制度に関すること、医療や就労に関する相談、経済・家族の問題・地域住民とのトラブルなど様々な相談が寄せられました。相談の多くは親の高齢化や他界により、当事者の生活が困難となり、生活保護や障害年金などの制度や家事援助など福祉サービスが必要になった人、一人暮らしが困難で施設入所を早期に必要とする人、親が不在となり、通院や服薬管理ができていない人など、以前から懸念されていた「親なき後」の問題が現実化しています。今後も高齢化した家族への対策を早めに進めていくことを目標に事業に取り組んでいきたいと考えています。

また、電話相談内容では、精神障害を持つ人の不安の訴えが大半を占めている状況があります。

以上で、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

(委員長) ただいま、説明がありました次第 5 の (3)「相談支援事業の実施状況・相談件数について」何か質疑や意見などがありますでしょうか。

(委員) 私は包括支援センターでの業務の他に、生活困窮者自立支援相談事業に携わっており、最近の傾向について紹介させていただきます。さきほどの報告の中で、「最近、就労支援や社会参加に関する相談が多い。」「親なき後のことが問題」とありました。実は、生活困窮者自立支援相談事業においても、同じようなことがありました。ひきこもりの 30 代・40 代の方で、親の年金で生活していて、親は 70～80 代で、施設入所あるいはお亡くなりになりそうになった時、ひきこもっている子どもはどうするか、ということになってきます。本人に働く気があれば、就労支援となってきますが、そういう時、就労支援で成功した事例があれば、参考にさせていただきたい。また、その際の相談支援の方法についても勉強させていただきたい。もし、なにかありましたら、教えてください。

(事務局) 相談支援事業に入ってくる相談は、最初から就労を希望して来る方、そうでない方がいます。親御さんや兄弟が高齢化して、生活困難になった場合については、すぐに就労

につなげない難しい状況があります。

生活保護の問題についても不動産をお持ちであったり、親御さんたちが保険などに加入したりして、明日の生活費がないのに、生活保護につなげない状況が沢山あります。

長い期間、ひきこもっている人がいきなり就労というのも、就労意欲などで現実、支援がつけにくい状況があります。

また、就労を希望されている人もたくさん相談に来られています。

ハローワークさんといろいろ協議させて頂いて、今月は3件ほど面接に就いて2件合格することができました。

しかし、長期間、家族に擁護してもらいながら、生活をしている人への就労支援はなかなか困難な状況があります。

(委員長) 障害者の就労というのは、なかなか難しいとは思いますが。しかし、訓練や学習をしっかりすれば、障害者の特性を生かすこともできるのではないかと思うので、訓練・学習に力を入れていただければ、と思います。

(事務局) 地域にもレオーネという生活介護・就労継続支援 B 型の施設があります。障害のレベルに応じた訓練であったり、段階に応じた就労の場というものができています。

就労継続支援 A 型という場所も岩国・廿日市などの周辺にできています。こちらの方は雇用契約するので、就職したと同じくらいの扱いになります。そこから一般就労に行く人もいますが、障害を持つ方の一般就労は難しく、一進一退の状況にあります。

そういったことで、居場所であったり、働く場所であったり、訓練する場所が障害のレベルに応じてできています。

就労継続支援 B 型は一定の工賃があり月 5~6 千円です。毎日、通所しても収入は低いです。

アイビー作業所の場合、効率の良い仕事をしているので、毎日通所している人は月 1 万ちょっとの収入があります。一般的には五千円位の相場です。

就労継続支援 A 型の場合は時給 720 円~750 円位の間で、月 6 万円位になると思います。

就労移行支援は就労に行けそうな人が対象で、2 年間の訓練を受けて就労してもらうものですが、就職したものの、また退職されたりすることもあります。

就労移行支援から就労継続支援 A 型や就労継続支援 B 型に行かれることもあります。

また、精神障害の方は、極めて環境に弱いので、ある程度状況がわかった人が支援したり、本人の様子をみながら慎重にしないとイケません。もみじ就業・生活支援センターは、就職の支援だけでなく、就職した先でのストレスや人間関係などの定着支援をおこなっています。そういうものが全部そろってやっと就労が続けられます。

障害者就労については、一進一退の状況があります。

(委員長) 粘り強い就労支援をしていただきたいと思います。
他に、なにかありませんか？

(委員) 「就労移行」というのは、給料は出ますか？

(事務局) 給料は出るのですが、食費を差し引くと、ほとんど残らない。

(委員) B型に近いくらいのイメージですか？

(事務局) B型ほど給料は出ないです。

(委員) トライアル雇用という、短期間出て行って試してみるという場合は、ある程度給料は出るのでしょうか？

(事務局) はい、ある程度出ます。これは、一般企業がするものです。

(委員) 本当を言えば、食事代は、自分が働いた給料から払う方が、生きる上で、張りがある。いつも福祉のお世話になって何もかもタダというのではなくて、自分がもらった給料で自分が生きていく方法を考えていかなければいけないと思います。

(事務局) ただ働いたりお金を稼ぐだけでなく、自分の居場所であったり、自分が社会に貢献しているとか、仕事をして社会参加していることも大事だと思います。

(委員) 私事ですが、私の息子は1週間に3回、ゆうあいホームにマッサージの仕事でお世話になっています。月・水・金と火・木・土というように働いています。どうしてかというのと、「僕が仕事に行っている時に、お休みの人がいらして、『私が来たときには、あなたはどこかに隠れているんでしょう！』と言われることがあるので、必ず週1回は会えるようにしている」とのことです。

マッサージをしに行くのも大変ですが、生き甲斐を感じています。息子も、多い時は1日17人位マッサージをするようで、「疲れるじゃろ？」と言ったら、「うん、疲れるけどおじいちゃん、おばあちゃん達と色々な話をするのが楽しい」と言って、自分が働かせていただけるのがうれしいようです。「あとは、もう少し給料があったらいいけど…」と言っています。今、息子はパート勤務なんですが、「できれば結婚もしたいし、先になって『働いてよかった』と思える生活をしたい」と言っていました。私が、障害者を代弁して、伝えました。

(委員) なにか意見がございませんか？

(委員) 息子さんは、最初はデイサービスの方だけでしたが、今は、「ゆうあいの里」の方もお願いしています。お年寄りに、非常に人気があります。たくさん施術していただいて、体調を心配するほどです。

(委員) ありがとうございます。

(委員) アイビー作業所家族会の会長として、ひとこと申し上げたい。先ほどの報告を追認する形なんですけど、さきほどの資料を見ても、言葉はきついですけど、障害者の就労という

ものが暗い。資料を見て思うことは、成功体験がひとつもないことです。成功したモデルがいくつか入っていると、暗い気持ちにならないんですが、実際に成功する例を作るというエネルギーが欲しいです。統合失調症という意欲がなくなっている患者にも、私が 30 年関わっても成功例がひとつもないくらい難しいのですが、ひとつでも成功体験を作ることが必要だと思います。

(委員長) はい、わかりました。今言われたように、成功事例の事例集のようなものを市でも考えていただければどうだろう、と思います。

(委員) まさにそうだと思います。それから、データはデータとして出ているんですが、その分析はどうかということが気になっています。例えば相談件数があがっていますが、手帳を持っている方の人数に対して、身体障害の方の相談は全体の 2%程度しかない、知的障害の方は全体の 10 数%、精神障害の方は 1/3 くらいの方が相談をされているようです。そうすれば、残りの方々は相談しなくても、手帳をもっているだけで、何らかのサービスを受け、それだけで十分足りているのか、それとも、そういった相談ができることを知らないのか、むしろ相談してない方は相談が必要ないのかどうか、例えば高額医療に係ることで医療関係の方に相談しているので、こちらは必要ないのか、などというような分析もあります。

また、相談件数はとても多いですけど、特定の数人の人が頻回に電話をかけていて、あとの人はそうでもないというのか、あるいは、ほぼ人数割りのような形で、皆が何十件か、電話をかけているとか、といったような分析もあります。

障害計画の方でも、療育手帳の所持者は、この 5 年間に限って言えば、15%くらい増えているけど、精神障害の方は 50%くらい増えています。その前がどうだったか、わかりませんが、5 割増えるというのは相当なことです。自立支援の給付も 5 割くらい増えている。これは、制度が周知されたので、申請する人が増えたといえると思うんですが、そういったこともひとつの例で、しっかりとした分析のない数字は役に立つものになりにくいのではないかと思います。この度の数字については、データの的なものがあるのでしょうか？

(事務局) 相談支援の数値に関して、分析というのは行ってないです。先生が言われた中で、“相談をしてない人が、相談をする必要がないのかどうか”という点は、非常に量りにくいところだと思います。障害以外のサービスを受けているという推測と、相談先を知らないということがかなり多い。相談のことを知っていてもできないという方もいらっしゃるのですが、それを分析する方法がわからない。それがわかれば、相談に繋がっていくことになると思います。今のご意見をありがたく頂戴し、相談に入る以外のところで、そういう分析ができないか、ということを経後の課題として考えていきたいと思っています。

(委員長) ありがとうございます。これについて、他に意見はありませんか？

意見などないようですので、つづきまして、次第 6 「その他・情報交換」に入ります委員の皆さまからの報告事項・情報などがございましたらご発言をお願いします。

特に意見などもないようですので、事務局から何かありますか。

(事務局) お配りしています資料の中に、「平成 27 年度広島県立広島西特別支援学校 学校説明会および公開講演会のお知らせ」というのがあります。しめきりが8月7日となっていますので、ご希望の方は、後ろに申込書を添付していますので、広島に西特別支援学校に申込の上、参加していただければ、と思います。よろしくをお願いします。

(事務局) 次回の自立支援協議会の開催について、予定としては、12月頃を考えています。具体的な日程調整は、今回同様、個別に調整させていただくということで、よろしいでしょうか。

(委員長) はい。では次回は12月頃ということで、よろしくをお願いします。

以上をもちまして平成27年度第1回大竹市地域自立支援協議会を終了いたします。
皆さま、ご協力ありがとうございました。

【閉会 20時00分】